

「教育」に「臨時」はない

有期雇用教員問題を考えるシンポジウム

子どもたちに安心して
じっくり向き合えるように

期日：2015年10月31日（土）14:00～17:00

会場：日本教育会館（一ツ橋ホール）707号室

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 TEL. 03-3230-2831

改正労働契約法施行から3年目を迎えています。全国の私学教員に占める「有期雇用教員」の割合は、約4割に上っています（2013年度の統計）。「子どもの成長に寄り添いたい」という教員の情熱を利用するように、「契約更新」と引き換えに管理への従順を強いる常勤講師制度は、不安定な身分のために安心して生徒に向き合うことを阻害する制度です。同時に、建学の精神に基づいた独自の教育内容と伝統の継承、卒業生にとって「いつ顔を見せてもあの先生がいてくれる」といった私学教育の良さを失わせる制度だといえます。

改正労働契約法18条「有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換」は、有期雇用を無くし無期雇用、専任化の促進を法の精神として立法されました。しかし私学現場では、「無期雇用」への転換意思が表明できる5年目を迎えさせないように「3年契約で更新なし」「契約更新は4回まで」など、その精神を歪める不法な動きを取る学園が出ています。また、謂われのない理由、誤認事実を理由に不当な雇止めを通告され、その撤回を職場の支援を得て闘っている有期雇用教員もいます。その一方で常勤講師制度を持たない、あるいは廃止した学園も存在します。

この「有期雇用教員問題」の打開にむけ、全国で取り組んだアンケート結果と当事者の発言で実態を捉え、改善の道筋を考えるシンポジウムを開催します。

「有期雇用教員問題を考えるシンポジウム」

プログラム

- ① 改正労働契約法施行3年後の有期雇用教員の実態について
(アンケート結果発表と分析報告) …全国私教連
- ② 有期雇用教員の労働実態、現場からの告発
私学の教員・常勤講師 2名
- ③ 有期雇用教員問題と労働契約法 弁護士によるミニ講演
- ④ 会場発言・意見交換
 - ・会場参加の有期雇用教員からの実態報告
 - ・参加弁護士からの発言
 - ・常勤講師問題に取り組む全国私学の運動交流

など

